落穂集　卷之貳

和書門
類
二五二七五號
一七函
五冊
架

内閣文庫
和書
類
二五二七五號
五冊
一七函
一架

内閣文庫
番號　和 25275
冊數　5(2)
函號　170　89

国立公文書館
National Archives of Japan

落穂集　巻之二

目録

一　浮鷹野先ゟ女中方ゟ依頼の事

一　天下ゟ一統以後将軍家不ゟ延引の事

一　於伏見城ゟ討死の面々墓碑遠ゟ跡式ゟ仰付事

一　秋元ゟ御ゟ収納の事

一　皆川左衛門の事

一　傳奏屋敷ゟの事

一　江戸武家方所家寺社等普請の事

大道寺友山紹之

一 刎平の家の事
一 五井大炊頭殿と伊丹順蔵お命の事
一 浄俊役の事
一 小十人流の事
一 八王子千本流の事
一 三池傳太浄勝物の事
一 洪水の噂の事
一 双蓮所方風呂屋の事

目録終

落穂集巻之二

御鷹節先に女中方出役の事
一 同じ日 御小姓連ゆと中八郎と通りの事 小夜衣の代参て曰柴若年の頃小平太様常小田諸ハ濱松城河様小姓田麿の子と成常 出雲殿ハ方様のうち江戸麿の遠方出雲御殿と云有しか 浮名女中流六七人程流ハ主殿殿の子用家相少て出雲殿 四女中ハ三人出雲殿ハ伊予も宗我馬小面源の水流ふ 少し様と殿様女笠のトふくりんと殺して殿小有しの云か 仍て今度ハ女中方出役と有しの出雲の方も一有

御座なく候ニ付て推量仕候ても有之由也　関東ニ而大国之後の義
ハ将軍家川継東へ参上之由御壱卿ニ而被為入候而ハ歳ニも御進薦
其外御三家ハ御当主之御方ニ御絶しても御付御用有之節ハ御当家中方迄
御跡御中九ニまて其外御上候御相続有之かたく候
然ルニ其の御進薦の節も将軍御中方ニまて御定家ニ被為在候也
有徳院様ニも
御猶摩将御寄経様ニ被為在候　　　権現様御出世の御なら八格別之御漏撰の
　　　然ルニ院実ニ其後ハ無之
大猷院様御代ニも御猶康将御壱卿ニ被為在候　然ルニ院実
御漏撰之儀ハ世ニ御座候を以て世中方の御流の末ニも世ニ御座候
已来の義ハ御三家方へ被仰出中納言殿清康中納言殿様ニ而ハ

年寄并女中ニ至迄表向ニても立前細々致しなされ候処紀州若年の節松
平安房守殿ニて御養子の儀評願の風説強有之時松平中納言殿
ニも彼是へ御入なられ書院へ御当家の節年寄女中無人の因も人ハ力を
将中納言殿の仕随様ニ而を兼ねて見候ニ其名の儀ハ時代
柄の義ニて七十年斗り以前何方ニても承り候事ニ御座候

一　天下静謐一統以後将軍家御繁昌の事

聞ても織田信長公様ハ合戦ニ入候国をやってハ御括
其名を取り時分早速天下取の振を致太閤様ニも任し候
為ニ付其後豊臣秀吉公様ニも其後ハ公家ニ列し関白職ニ
然ル将軍の御威光を並ニ為して下の威勢とハ振ル舞

権現様と織田内府御出合の御事ハ早速御[illegible]の[illegible][illegible]挨拶も
無く御出会[illegible]ふ[illegible]小田原の北條家[illegible]御[illegible]て納め[illegible]
将奥州の諸大名の事ハ天正十八年迄の事ハ上杉様[illegible]初め多く御味方
[illegible]国[illegible][illegible][illegible]様子[illegible]相聞[illegible]
権現様の御事ハ慶長五年関ヶ原の御一戦に御勝利ならせられ候の[illegible]
浮田石田小西大谷等を初め其外[illegible]残[illegible]逆[illegible][illegible]大坂の毛利輝
元様を[illegible][illegible]上を[illegible]し[illegible][illegible][illegible]伏[illegible]上杉家を初め丹羽
三成の事或ハ知行を減じ或ハ改易又ハ領知を[illegible][illegible]秀頼様の義
も国[illegible]の平大名様に[illegible]し[illegible][illegible]如く有[illegible]日本国中に[illegible]
其後ハ[illegible]有[illegible][illegible][illegible]人も[illegible][illegible]将軍家の[illegible][illegible][illegible]

御[illegible][illegible]の事も元和の内府様にて二代年の[illegible][illegible][illegible]御[illegible][illegible]
時代より天下の諸人不審を立[illegible][illegible]儀ハ如何[illegible]御座[illegible]
日出て自然天然の道理を御用して事の験を急くと有ハ
[illegible][illegible]て小人の好む所にして[illegible]立[illegible]の[illegible][illegible][illegible]へハ
権現様[illegible]の[illegible][illegible]を[illegible]如き者の口上にて申奉ると有ハ勿論
[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]の[illegible]人と[illegible][illegible][illegible]と有[illegible]
権現様其外ともへ[illegible][illegible][illegible][illegible]利に不審成事[illegible][illegible]
[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]天下[illegible]一統の上に[illegible][illegible]
将軍家の[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]大名様の中[illegible][illegible]
[illegible][illegible]上[illegible][illegible]有し事一

禁書令ありしかは程なく家康卿内勅の旨仰出られ有しかとも
義の義なくして有名無実なる故に全地院と春嶽寺院なる人御制禁の
文を出し〳〵の術をもて家康卒

将軍家下の儀ともに言伝なきの
小西摩の分なりしかハ耶蘇法徒と有しなり上意を出国を追
禁の

将軍家下数世有ハ遠くして幸にして天下の万民安
坂の法式を定むと有る天田の年地を上諸大名の義も義
かゝる国禁亦変と有しなり多き中小名なりしなり禁の
将軍家と有ハ慶長年中なりと有し

上意を出国禁
を仰付る耶蘇法と称する〳〵天下清一統の後中年二年の
間ハ何の沙汰も無慶長八年なり

将軍家下の出
後の出来抜掃を出国禁と也

将軍家下の後諸大名方を指て日本国中の寺社
僧侶称将軍家下の後諸大名方を指て日天下出一統後
号ハ御代下と号る也なる故代言て日天下出一統後
出譜代下数の諸大名方へ国禁所言ハ

仰付出有しハ慶
長八年の言うなる二三年ハ名なる故て

僧侶称御代の内ハ

異国と称て日

仰付る後ハ有しな
ハ

秀忠将軍様御代ハ江戸御前様御代
時

時の御年下と言ハ

時の御代ハ今時を御年号と有て
の後ハ御年下の年号ハ国禁内加増地号の後ハ
なて

秀忠将軍様ハ

仰付る年の初ハ

相済候得ハ一向存候ニてハ無御座候也

殊ニ伏見城ニ討死の氏名罷遣候 証文ニ 御判物事

関ヶ原一戦前伏見の御城ニ籠て討死致候ハ鳥居彦右衛門
殿内藤弥次右衛門殿松平主殿頭殿松平五左衛門殿右四
人の氏の嫡子方へハ御手ニ而父達の知行ニ一倍宛の御加増
と存候て頭目と存立不審当も有之 御判物中ニも鳥居左京殿
儀ハ常州矢作城地四万石を拝領せしめ其上奥州岩城の城地拾
万石余御加増を被下て都合拾四万石余
其上岩城ニ在城の節ニてハ亡父彦右衛門為ニ一寺を建立仕候
処其の 上意ニて左京殿へ御加増被下ニ其後一寺を建

立被成親父の法名を被用て長源寺と名付候を言上ニ
被成候得ハ則知行百石の所を永く寺領付ニ被遣候旨御判物也
有之義を世上ニ而猶以ハ深く不通の義ニ有之候哉て御家様
の前より伝へ候も不承申候の通りの事ニて候得ハ慶長七
年 権現様御代水戸の佐竹殿を秋田へ所
替ニ 御判物ニ岩城殿領知も上り候其跡を左京殿へ常
迄の処其節長源寺ニ寺領御寄附ニ候処有之も
権現様御代の事の処其被候 秀忠将軍様ニ至
御家督とも被成候ニ付ても御文言等の儀ハ被
権現様御代の格ニ任せ候の事也 其ニ人言よりハ

於奥州岩城郡岩ヶ崎因中極付為市庭亡父之
菩提門尉為後生令造立一寺号長源寺寺領百石
附令領掌訖次寺家門前山林竹木諸役令免許之
永代不可有相違者也

慶長十六年正月十五日

問て曰古代より之時の將軍家より御法の為に寺院林建立せ
しめ給ふ先例も有し乎小山田兵部大輔答て曰頼朝の弟子為の八明德二年
京都内野合戰の刻小山右馬助義政武蔵國藤田戦死の後を足利將
軍庶花院殿基威賞ありて諸大將小山右馬の前を拜し給ふ
也有し乎上武清進若の為ふと有し北野の観王寺の建立
あるべしや次に八幡田信長公いまだ若年なりしを以四海大弾
正殿より後見役に御上洛ありて平平中賀守補清秀と申者有
信長公の行跡不道なりと言ふ後しに後見ありて諸
弟引ては是を行跡の振也と見て家臣の大言と報ず條々書
諫足と為しを以八自殺仕候ゆえ信長公ゆえ高慢八眼
の上の瘤取れ出ひ給ふ故長有物毎の御所望なる事
某抵を悔ふ有平氏の逆死の後と奇特なる不便なる思ひ
寺藩列の内小一寺を建立長平平山清秀寺と号し仏
供料あり是当所長源寺也
摂関師家の為小長源寺を四建立

道の長小路殿一ハ右の次第ハ後ニ岩城長源寺ニ有し御系図
の末ハ年ハ義の御系図の中ニ傳ヘハ也

秋先ニ申し収納の事

同じ日年秋先ハ申つ御付ハ也と取用ル

権現様流の収納の次しハ長と有し義と俗ハ下ハ云ハ
有義様御及事ハ後ニハ蓋ての日ハ長の様ハ在ハ
様義ハ方ハ年ハ云ハ唯今主殿ハ方ハ有ハ
行ハ方ハ義有し

大蔵院様御代ノ頃ハ也出老
中方ハつまし御系ハ御用ニ成ハ後ニ并大須賀殿
上ニ有しハハ方頃方ハ桃不除多様ハ也ハ有ハ通の

事ハ小ハ也ハ藩の事大蔵殿事上ハ也様　上ニ通り
ハ也藩石河の城地ハ拝領ハ領分ハ頃ハ藩の事新
事ハ大行ハ也雅楽仕ハ有し義ハ事ハ御前地の立方
ハ事多ハの仕業ハ次し相恵の代物ハ也ハ桃の實ハ
ハ也ハ事ハ度の間ハ大分の桃の實ハ指ハ集持事ハ有
後ハ次し石河ハ事御細ハ申及ハ百性の所屋用ハ
ハ也ハ極ハ事ハ下ハ次ハ二三年ハ事の方ハ悪し必要仕今
程ハ藩の事用ハ立ハ也ハ次ハ藩ハ和俄ハ後程ハ元ハ有
俄ハ江戸藩ハ事ハ上藩ハ主方ハ義ハ四五十日程ハ元の通
ハ代ハ行ハ和石俄領内の様ハ見方仕ハ様ハ有ハ

而叶家数年の　上云有之候ハ、大組預殿三十日ヲ
内帳ヲ以て古河ニ作成の節迄高の分預分見ヲ
家老ヲ以て仰付候ハ、作開ハ
権現様御代数年荒地ニ成候ハ、諸御代官荒地取調所ニ帳面
ニ記ハ作ハ　石高出ス　上云ヲ以ハ
無之ハ　作開ハ通り御村の百姓ヲ以荒地ヲ
小と金ニ成て収納ト有之　上云ヲハ毎年ニ
作分高年ヲ以荒年ニ成高地ヲ新預の節ヲ以通り作の通り
預地のヲヲ強ヲ以て巡見致し多ク行ヒの御村数
百姓ヲ以荒地ニ成ハ全ク村もからヲ以ヲ今度

百姓ヲ以帳面ニ無之ハ世ヲ預地の因ヲ以ヲ行ヒの村
ヲ以ヲ一廉の家作の百姓の家作ヲ除ヲ其ヲ以ハ不審ニ
ヲ成世話生ヲ以ヲ以ハ公儀御奉行代官ヲ以ヲ収
納の義ニ会ヲ入ヲ以ヲ組ニ世ヲ親仁ヲ以ヲ諸仕ヲ以て大
節知石雑記ヲ以ヲ巻第ヲ以ヲ若林の義ヲ以ヲ
権現様御の収納の義ヲ方様ヲ鍋の式ヲ以ヲ仕事ニ出て
七十年除ヲ以ヲ巻の義ハ諸個ニ成ヲ秋先ニ成ヲ村の
多ク者の家ヲ以ヲ水害ヲ以ヲ馬様ヲ以ヲ
中ニ成て私ヲ以ヲ収納致し巻ニ育ヲ件の水害ニ大ヲ
家ヲ以ヲ成て収納致ヲ有之ヲ通年の後ハ五ヲ

百姓風情の有様でも正徳小家伝俗儀小収間とも深しかと相
見へ許の水辛水馬等の儀も世話行き家内此

皆川老甫齋之事

一

同じ日茶会儀屬この時後人中根も河用箱の儀と差書小後
これ程方の方法小陸び有之事如く小江戸の義と老甫儀り
ゆえ弱小世話ゆえ代の方少及の代差て日本老甫と云人い
関東浅草の頃の頃迄小富家而小て当川山城守と申多人の義
小有しの後より稀年上総介殿の義人なり 伊賀信州飯山城小居小
て茶老職小有しかと也云小仰て常し上総介殿を見とり
なるが或時伝聞のうやらん浅て見見とり初し上総介殿の

儀嫌小遠ひ脇小此家小中有て百し不小差来義人の義
ることなりて手能と云事同如小
自慢院様ハ 伊賀ハ山城義ハ上総介殿人の事小有れ
心況実のうやらん上総介殿の事山城守方差と云て
大津所様所家と申同へて深七郎康忠深同と小し唯今の
上総介殿し三ヶ者の義地方の田切と云事小
何方も有ハ小義足非常小有人小義てハ嫌と云ハ様川方の
上意ヶ有改易ヶ有ヶ殿ハ信州し老甫と云を設侍
分の者ヶ毛軍と石運東和ヶ云り香積院同小同居し
是男石摩守ハ武州八王寺ヶ云 引迄日差ヶ地御方小

大坂を出陣有て出陣の節上様御殿も大和口の総大将を
仰付られ上洛あらせられ初老甫八上様御殿陣に成奏者有
て下り八月秋に入て出陣の節の者より八月廿日豊後大坂表
出陣の義に出陣仰付られ会
頭と成て出を不顧上様御殿上洛
仰付て対面有る早く出陣かと有て老甫
仰付られ以来の山城ちさい遊び芸深の表と成て
小年寄一般裏ある新と見れば忠輝卿かも出る所落涙
あらせ老甫と側近く拝むう今の物語の節老甫下りハ
私今度大坂表に於て出陣の義と仰付られ
仰付今度の義ハ諸々小侍も多出働とも出陣仰付ハ
上様御殿ハ忠輝卿出陣ハ出陣ハ
公儀御和合今度の出陣先の義ハ井伊掃部頭義賞和泉ち
出ハ 仰付の上ハ何て有ハ老甫 申て下ハ
人名出陣ハ 仰付ハ有て有ハ上方御殿ハ
年少ハ私存ハ大坂表出陣ハ出方の出陣と出軍
の先に出進ハ義歟近く出押法橋中ハ変て有ハ別出一
戦と進ハ歟ハ申ハ虎口陣に先出ハ義ハ
出陣 仰時も一番合義と義と出陣ハ
自除の大石と遊び井伊義賞ハ軍に出陣と義後を軍

中興いたされ中乃殿ハ上ハ
ていたせ候ハ内ハ御せ
様の御恩有ゝ
世ハ
義ハ及ひ中ハ
志輝御
豊ハ御方ハ
玉出
馬ハ
林平
上様ハ殿
井家の
井伊
天下の
御奉公
井伊
大坂表
御奉公の

井家の殿ハ中ハ
前ハ
中ハ
出
馬ハ
林平
逢て
井家の
同道
林殿ハ
井家の
出羽
右ハ
上ハ
殿ハ
在ハ
井家の
奏ハ
井家の
殿ハ
上様ハ殿の
御ハ
上ハ
御ハ
今朝

参議院と云ふ者是ハ是迄石藩の外ハ皆上ハ国の諸侯
を以て世々代々任ぜられ来りしものなれ共今度新に
御一新の御趣意の通り藩籍を奉還し三職の
大変革なれ共ハ前の御家の御家の限りを是迄藩ハ殿様
公卿と御出世ハ出世の心を合せ是迄出来
て来りし事ハ年間あるの事ハ大坂表の出来ハ
小考御来ぶるるとかハ度とかの今後通ふ丹伊
摂政陣所三職出来後へとうり来て下奉公下上との
区別なるべき者ハ是迄命令ハ新しき通り迄留
積院ハ御ものと御ハ御ハ今世間流布の記録の中ハ皆

川老中の居と大坂表ハ御ハ上洛ハ毎日上洛ハ六月七日毎日
の事ハ是ハ出来ぶるの義ハ有ハと仰せ
天御所様の上意ハ出ハ出来ぶるの義ハ有ハと仰せ
ぶるるぶる

御ハ様御用ぶるるぶる上洛ハ殿様ハ上洛ハ殿様の
御用ハ他藩の御ハ出来ぶるの御ハ上洛ハ殿様ハ
御用ハと出来ぶる皆川老中ぶる義ハ大坂表の出一戦の御用
六日毎江ハ於ての御ぶるの限りと丹伊摂政殿ハ上洛ハ
居ると山城ぶる　御用大番頭ハ　御用別老中ハ別て
殿様方御領ハ　御用と仰て老中ハ上ハ今度将軍城ぶ

候得共も無御座候ニ付　右書之上請掛御役儀ニ付　御作事
宜敷ニ相付雑賀仕合ニ奉存候私ハ別ニ御役持方を差出し候而
至極ニハ奉存候得共御覧の通り年寄何の御用ニも立不申
者の義ニ御座候得ハ御役持方辞退の儀ハ雑賀上申所存ニ御座
又御上意之趣ニも有之候得共御尤千万ニ御座候得ハ無之隠居役持
辞退を有之候義ハ願ニて申上候事ニ御座候ニ付而許容ニ不候ハ
無之有之の義と存奉り候ニ付御家ニハ及申間敷と右申候ニ付雑
有之由請相済其上猶又御用の義有之候ニ付而申候　右老中衆
被仰付而云某大納言様御渡候ハ而も方義年寄共次第ニハ在
無之由得其向後之儀も兼而時より而の如く御座候上り

竹千代様の御用ニ於て何ニよらず取奉る由御用向も有之御得ニも一段
大切存寄奉り候事も有之事に御座候　遣被成候ニ付雑談申上御用ニ
入候処ニと右　無之由候様被仰ニ付林道春大猷廣安へと右
仰付られ右存人ニ相語候様ニ而御聞ニ付仕候ニ仕舞
上意ニ付夫々相申須をニ老中衆の面前ニ而　被仰出し而ニ
相成候の様ハ無之事ニ候へ共　無之由承知ニ被存　此御沙汰ハ何ニ連而右申
訓之従来有之候と見えて右老中年寄衆被申落ち
と以て今朝御物語下上と様子の事ニ候へ共書付候ニ
得共の下々捕ニ候ハ付御用ニ付書御用ニ一ト通り被見候し
当方へ見候ハ面の御尤向の面々ハ下ニ而夜渡候ハ

御吟味の出役人中の儀も右之御用掛有之節ハ覚書或役筋之
のトヶ輔ニ被仰付候とこそ節老中掛りにて世上ニ而ハ埒しれ候と也

一 傳奏屋鋪始めの事

聞て曰傳奏屋鋪并ニ評定所の儀ハ何時の頃より初りたる事
と尋問被申候ニ答て曰慶長の末ヶ及候ハ慶長五年関ヶ原ニ而一戦
之節ニ公家衆の京ゟ下り候ハ無之天下ニ而一流の後傳奏衆の系
而毎年の儀ニ有之ニ付て公家衆ニ而御宅屋鋪と申て新ニ御普
請被仰付傳奏屋鋪と申ゟ只道の儀ハ御老中方の宅ニ於て
諸役人中式日の寄合も有之候得共傳奏屋鋪常ニハ
御用ニ而無之ニ付て有候而ハ無益之寄合無之と有之候老中方

自分宅の寄合ニ而候ハ相止式日ニ出ル而夥しの諸賄の儀ハ町奉行ニ而
御用掛ニ而御の節ニハ見へ候も御入用ニ而老中方と始めて相居て
方の義ハ右役仕ると役し候者ニ見へ候も右の役し無之相止て有之ニ而
ニ被命四節并御殿ニ付而ハ役仕人の者評定所の役ニ掛り役人御見
如きを被仰付其上の義ニ極り評定所の役掛り之儀傳奏屋敷
其道理ニ而右連名ニ而節級の上ニハ皆承候と役し幕府探り
うけ候と申御ニ而仕方とても屋形船と申 是ハ初りニ而其後評
定所の儀ハ年貢取扱右連来候得共探索し是上出来公家
衆ニ而右之御追而の方ハ於評定も相止候儀申付て有之別ニ
御評定不の如く普請被仰付町方の賄も相止御出入の諸賄と

家臣仕役かも協議相結ぶかく[illegible]

同じて曰玄元時代に後に諸事ゆゑ[illegible]と相関に[illegible]

中方と称する[illegible]の四評定に[illegible]所の頭取風俗の[illegible]

[illegible]に一条兼和雅卿事[illegible]

[illegible]寛永年中に[illegible]生の者[illegible]時代も[illegible]

[illegible]に[illegible]

文禄年中の頃於上方に大地震のゆゑ[illegible]京都大佛の

像[illegible]

[illegible]大破[illegible]人[illegible]の中に押[illegible]

[illegible]

[illegible]

形とゆゑ[illegible]中[illegible]の中に入百人[illegible]相果ゆ[illegible]年寄女中

大間の[illegible]に[illegible]の地震に[illegible]の女を押[illegible]

[illegible]代と[illegible]

の者[illegible]

法下に[illegible]所の頭取[illegible]

女と[illegible]

養年に[illegible]

[illegible]所の[illegible]

江戸[illegible]方所[illegible]寺社[illegible]普請の事

同じて曰[illegible]地侍屋敷[illegible]所[illegible]方寺社[illegible]の普請[illegible]

の後は前年唯今の遠き有しかを尋て曰七年に前年大公平の第八世譜代大名流の
屋敷補はれ関東に入国の御の家道ホも乃く本領に賜長
大平に後当地に於て居屋敷拝領ものし家道ホ中ホ
後大名方の御家この数い大方も時代の普請の後光有しかを
年ホ中ホ所伊掃部頭殿上屋敷の数は已前加賀清正と
ト多く人の家道の中ホ樂初年の頃ホ間有て毒の後は減り
ホ中ホ物仕ホ数有しかを以て姫ホ是所事に玄関者を祀
毒の後い悪しく今藩有の後の乃ホて有しかを表門は桁行
拾弓保ともに損ホ人ホ矢倉門ホ後しホ小ホも馬場も有し今濃の

屋敷と云定御物様し毒の恐御家桁ホ上の先屋ホ小今の拾換の
後有しかを後中ホ光了輝て表ホ中ホ有しかを乃ホも
四持前の屋敷この後は大方二階門作ホ後し様しの御ホの
様有しかを所ホ乃石平ホ領地ホ中ホ大名方の玄関向ホ
書院様は今藩有後の乃ホ小ホ中ホ中ホ有しかを数
中清二家方ホは清水門ホ門と平て唐破風造ホ後し玄関今
濃ホ様しの御物様有し後様如年に花ホ屋敷殿米蔵門国
の屋敷の数は自火ホ多く遠く後失後し竹橋門国記伊
殿水戸殿の屋敷ホ有しかを清水門の後は桑様も和見
芝居ト年に桜平伊豫ホ殿ホ門後三百石四三家方の

[illegible]の門[illegible]度の[illegible]の御門表に有る家の御[illegible]の
[illegible]は他人様の[illegible]に新[illegible]を拵て[illegible]光り輝き[illegible]
も大名家の事と[illegible]人多通りの[illegible]見物人の[illegible]を[illegible]
具候世間に稀て日蓮の門[illegible]右の門成門様の有し
[illegible]の屋敷[illegible]の[illegible]は商年の大火に焼[illegible]
[illegible]て[illegible]地[illegible]度の大火[illegible]後 諸大名方の普請の儀は行[illegible]
[illegible][illegible]は空国年迄の[illegible]は町方の普請も叶寧に有し大
傳馬町佐久間[illegible]町人の表屋[illegible]三階に仕り二階三
階に[illegible]深に[illegible]格形窓を[illegible]
[illegible]の年[illegible]家造等も同の年に[illegible]仕町方の[illegible]格

文度[illegible]の火事に付町人の家造等も[illegible]
神社伊[illegible]等の儀は[illegible]に[illegible]
[illegible]
宮社八幡[illegible]に六宮様中社の儀は[illegible]小社の宮立て有しに
不[illegible]今程は[illegible]宮[illegible]は七十年[illegible]の事にて[illegible]
見[illegible]の[illegible]の[illegible]の小寺に[illegible]は唯今は一[illegible]の寺造り
[illegible]も[illegible]
前に[illegible]
町[illegible]の[illegible]は[illegible]
[illegible]

の儀も長御様と遂り小ウさ門三ある屋敷千ヶ所有こある事か
ハ今程ハ作義様乃外侍ハと称こある屋敷さて一形ち者
家ハの物ハ右ハ中通り大名方の家遠の儀ハ狭く狭小敷成
中の家遠り八重く敷ハ有ると存ぬ也

一　剃刀の家ハ い事

問て曰当時市之家方の四事ハ如何ハ
四家と申ハ
又ハ之後何之の御代の頃　仰ハ毎の事ハ分ハ言て曰
御代之の間ハ之儀なる剃刀の家ハ有ると　仰ハ
有儀ハ於ていハ家様ハ御弟及毎の儀も之ハ世俗のハ

ら〳〵毎の儀とハ言ハ存ぬ
京徳院様御代ハ親後女将志郷
大納院様御代ハ旋河大納言忠長郷石谷殿の事　四家
市連儀ハ四人の侍之儀の四儀法と遂毎の儀ハ有こ侍と我ハ
長男又ハ四生者ハ也　仰ハ毎生長様も有こ侍と云ハ
当時四之家方の四事ハ四連様の四家柄と名ハ出家の四天
法と大切ハ四ら家柄ハ剃刀ハ家と云ハ
様ハ五之事ハ御の御代慶長十六年
秀忠将軍様御代親系女将志郷の四家中ハ新て久世但
馬ハ三万石領ハ仕侍と国部自然と所奉行役の者

中に伊勢の国に三河守殿若宮様御陣を居られ候所
屋敷仕るべき旨数度の御使の者に被仰付候
御事に成候の儀申上候ものの家老仲間の内に
申候者地方
石数日数御陣屋の上田蔵許の紙も大方出来
諸国御家中の者田舎評定所の中にて三年御城
の西丸丹後守殿
御の上田蔵許
仕立申候者共国の守護職と
八幡宮の前と心得て御城後国
伊勢今度の三河守殿家中の御人の儀も御城後国
の者の儀

慶長一年義直の御誕生小八郎殿と申上候
天下御御所様
御城前の儀は別所
田舎評定所
人員
人員
前田
家老職の者
上意
人
御城前一国の
中間

慶長一年義直の御誕生小八郎殿と申上候
天下御御所様
御城前の儀は別所
田舎評定所
人員
人員
前田
家老職の者
上意
人
御城前一国の
中間

責て可程の御関棧ハ有御座候事とも御世上ニ於てハ承伝候と
也我等と申も御身の儀ハ別而存候を以て此度御関棧御相極有之
御沙汰ニてハ宰相中将ニ而被為成候間因て曰中納言殿の在世の間ニ別
國の諸大名方とハ事替りたる事ハ別而めでたくの御格式も有之候
ハ御開ニ而御座候よし扨又曰葉の御傳ハ事も事の内ニ自然
の大名衆方ニ於てハ此度の御儀ハ以而御縁も有之候一ツニハ慶長
五年の関ケ原天下の一統の後ハ於て御當地ニ諸大名衆の義ハ何
も可有御座候と趣乃拝領被仰付候義ニて在る事ニ中ニ秀
康卿の御事ハ拝領座候趣ニ而有之様ニ慶長六年越前
國拝領被仰付候而其御方の名別段の由ハ

台徳院様ニも御門迄御出向可在御開通ニて御城ニ被為　入御到
秀康卿の御出初ニ付御式台迄御出迎之候ハ御案内可被在御通前中の義
ハ二尺ニ於て御跪居候　御月御當家来衆の席毛ニハ大目付人足係相
伴ひ御殿両度ニ御渡させられ候也　二ツニハ秀康卿御逗留中御
拝領の義ハ大方御本丸ニ於て御相伴候　御月々朔日ニ秀康卿
ニも御出仕御座ニて急ニ御帰りの義有之御後ハいろ／＼の御待ニて二
之丸ニ御ゆるりと御月次ニ御越之候て御玄関ニ御迎仕候の節ニ御老中方出て
御挨拶の御談合衆御供被成候と御案内番衆ニ被申相勤め
御本丸ニ入衆御通衆迄も　公方様御次の節も同様ニ
二尺御殿迄秀康卿の御供衆被成候也　三ツニハ秀康卿一年ニ木

普請通と申者地ゟ出る者の義有之候ハ、陣屋地に制禁不仕候ハ、先
押通し申候、中間言殿も出張仕出張仕候ハ、通
薄と秀庸郷申聞かせ、よハ者の大名方の事ハ、有学衆
供と唱と番人ゟ聞り候ハ、中間の番
人の中ゟ中間言殿の供ハ拙者大間言殿ハ、そもそも陣屋と通し申
供ゟ申ハ、中間言殿の供ハ拙者大間言殿ハ、そもそもあれ陣屋
供と押へ申と有ハ、公の義也、中間言殿ハ、そもそもあれ
ハ、有し雑言ハ及と有ハ
公儀をそんぜる番人ゟ之
ゟ、義也、衆と仰者と存て、有ハ、雑言ハ及ハ、公の義と

公儀ゟ申上ゟ
作田ゟ清左衛門を守り候

限り有り繋ハ、行場ゟ来ハ、ゟ数ハ、ゟ者ハ、中城
くと陣屋門の脇と申し、申ハ、と、て番人ハ、通し、通数
ハ、有陣地ハ、残迷ゟ、繋ハ、持場ハ、ハ、ゟ者ハ、井田の稲
者ハ、通り有し、ハ、地ハ、関不番人ハ、の者ハ、有通し、江戸表ハ、石城
右の次第を言上仕候ハ

大河内様ハ、ゟ、ハ、出者地

ハ、ハ、ハ、関ハ、の番人ハ、の早速迎数ハ、と有
ハ、報ハ、別地能ハ、残ハ、報ハ、ハ、て中間言殿ハ、ハ、
ゟ数ハ、の

上ハ、ハ、て出ハ、ハ、ハ、地ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
天方山城守様ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
榊原様ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

立退き又ハ手段を失ふにおゐてハ立退けるを以て忠義と申てはし家を立
退蒲生氏へ召抱へ大阪の陣有付抱ハれ候と申て高野の山へ入る
と称し召上る者ハ其ハ織田家ニ随身し其家の其後の後蒲生家に家し
立退かせ有此度ハ其国天方様ニ子孫ハ織田家ニ在生れ伊井ハ三
河ち殿代ニ至りて伊豆ニ移家ニ 伊賀由緒ハ織田を立退大坂
秀頼卿の家へ仕大坂表落城の上討死後の事也又ニハ列国
の諸大名の家ハ能く在る官に罷越立候ふと有之し事も恨しくと罷越候
伊賀義と相見へ候而ニ織田家の後ハ元祖中納言殿ニ至り殿
伊豫守殿と三代右讃岐参儀に叙せしむ候後ハ中将ニ任せ
宰相ニ至 伊賀と以て織田の中将と申候ハ不審とぞ

左の事とを以て相考候時ハ織田家の後ハ別の家にて法
称とせ

一 土井大炊頭殿と伊丹順斎が會の事

問て曰 権現様御茶ハ何香盤を以て方ニ出家にて
多かしいや又ある衆ニハ多出家致候中獨ニ…て曰
権現様御在世の御時を持有者の口より事ある有ハ大人…
ニ而浮世人の疑ひを散し候存るを以て東照の称を申伸候
凡世界国土の宝と申ていハ金銀米穀の四ッニ帰り候而足を開ニ
善悪の隈の差別有しハ是一ツニハ金銀米穀の重宝成る事と被
勘弁候而立身出世の為ニ貴拾る事を携へて常ニ足

と称へ、或は財宝を用ゐて和竹を有り、世時名を呈してハ
毛沓・帽子・幼刀・足を高くし、年年の夫を以て沙汰を
有ハ言ふも幾も足と称し、検地者て巻数の仕ふ光ハ二つハ合
張紙の左賢と有り、と偽ふ物ゆへ上ハ名を称へ集
て足を掴ふ張ふ物を敬ふ物を獲の義ハ財宝を用ゐてハ
叶ふて奏ふ上ハ和と和と書と書盃として人ふ中戦上下限
らず年ふ物ふて三つハ合張紙と称へ数年と
湯水と呼ふと四年の和ハ名清商盃の年ハ名清商
入果ふと称も芸用への有ふて和有れ物て稜有れの義を
やふと称年ふ有清商より御弁も名ふ花教

ふ物ふ有ふとハやふ行ハふ名有盃人ハ名有ふ方年
光ふ物と年ふ少名盃とふも年ふ四年ふ物ふ称ふ和ハ
物と称へて五ふ和ふ物ふ四人の四弟ふ空ふ物ふ人ハ
ふ方ふて用ハ三ふ年ふ物ふ義ハ和ふ有ふの也と称ふ物ふ
ふ用へ前年称ふの称ふ物ハ名果ふ物ハ孫へも光ふと系統の称
物ふと称ふ有ふて物ふ戦上下の武士御弁ふの和心得ふ検物と名盃と
ハふ形紙組ふと称て名盃人へふ検用人と元ふ物ふ紙検物を用
ふ人と名盃人と見遠ひふ和物ふ物ふて物ハ和物ふ物ふを要用の
弟ふて財を用ふふを用ふの義用ハ物ふ御弁ハふ称ふハ明
白ハ義ふ一ふ物ふ義と称て

摂政御の事を相考へ奉るに新撰姓氏録と同じ事なるべしと
存ずる通ハ左の通りなり
左徳陽御門代の事の要ハ都是方ノ祖
事有大分の田徳用有り候と云ふ事ハ都城の上ニ新撰姓氏
書ハ孫武日の祖ハ阿多御門代ハ順齋云ハ大祖頭殿ハ伯耆ニ対
面の上件の書ハ文武ハ降を宮城書ハ被見下度先
大祖殿ハ新撰姓氏録の事ハ大祖殿ハ下ハ順齋殿ハ
唯今迄の事ハ聞ハ不申大祖ハ新撰姓氏録と云ハ
当も書ハ不被指方無御の通りの所法有
こゝを以て諸国の代官所ハ御地の廻米多く有し故運

送の田賃も御ノ下上蔵の内ハ積置ノ分ハ米蔵ニ
の田賃ハ長ニ十ハ方白俵の米ハ四蔵米三百俵石の米ハ唯今迄の通り
ハ多分五百俵以上の米ハ面ニの米ハ新行和ハ生ハ新米を事ハ
ハ下米ハ為ハ得ハ仕事ハ地方新行ハ出ハ大祖殿と云事
ハ流中の米ハ俵数の事と以て新行ハ出ハ地方ハ出ハ
如ク有しハ大分の田徳用有ハ出ハ都城方ハ新行ハ出ハ
ハ上蔵米ハ四蔵ハ有三四年ハ新米ハ新ハ古米と以て米
く出米ハ新ハ俵ハ有て高ハ多き事ハ有ハ陳ハ下逆ハ仕
ハ有ハ逆米の事を減ハ作ハ当地の田蔵の作数ハ減ハ
有ハ徳用の米ハ新く有ハ事を以て右の所ハ仕ハ新ハ新ハ

て当御役様方御様子委細ニ御列座ニて老中方若年寄衆御同役ゟ今日被仰

尚又老中方御勘定奉行上使ニ而申聞候ニ付時大紋領被仰出候處ハ是儀

於御前ニハ実草紙書物を見申上候得共唯今之ニ而申上候事之儀ハ

権現様ニ被為入御忠勤ニ而御座候　然ル處御当家ニ被為遊御達ニ而当御治世有之ニ付候事

無之由申候　上意ニ而御意被成候ニハ家来迄當地を所領と有之ニ付東

西南北の諸大名を始メ天下の萬民ニ至迄寄集来り罷在候事年来

也なく廿日三十日の入船の絶る事なく諸色の直段も上り申候而有諸

人迷惑仕候處若何ぞの儀も出来候而廻船等の運送不自由

ニも相成候ハヽ江戸中の者共ハ誰も皆一同ニ至候ニ付而相成候ハヽ家来

多く其外大名の旗本ニ有之候ハヽ兼而其外ニ蔵米を

御役ニ勝手と有ハ天下を知る者の役儀也ニ付ての是非之儀

ニ老若共ニ御存候様益ニ平ク日と有　大害の事ハ公方の為にと有

ハ下部之風俗の者共の為ニハなく而有儀なる御家中下部之輩

共ハ夫々之者迄一統にして右様之義を家来ニ申付候と有ハ其

御存ニ而沙汰を隠し置候儀共と有　上意ニて御沙汰の外

之御儀候ニ付老中方ゟ被仰聞候ハ猶以て大名の道中を

其外ニ而両奥を持候ニ付中間共の悦ニ而相成候儀而世の物也を

上意之御事を申合候而ハ其外一両奥持の儀ハ若御改

思召を以て　上意ニて可有御座哉と思召候を急度被仰含候ニ

而ニ右御趣意之徳川の儀ハ一つて書立の之条の中ニ有之の御事

父上重昌朱印を蒙りては仰せも逆或は仕と有し儀と思ひ一の儀か
書成て有しと申し覚え侍れども其の　上意少も一有田屋作と
仰せも推量あるべきにも非ず在の通りを大御頭殿に御影の上件の
書付を以て御あらましを御覧に順番足と請有て帰りは唯今之
仰せの儀左ハ云有も言屋名調法故書付を上逆或は作之儀
を調法御義と申上り有儀御相違の為に御後九か
敷の大坂に得と仕候申義か田屋名と申 退出と見
在の弥八郎か大御頭殿の御語にて有しかは大御和石雑談
と昭か義と云事の有世事を以て
権現様御の御と間に相田名番と仰せ有て御番

一

屋名中に有し義と長中東加州に
清侯役の事
問て曰く前の役は田舎に於て清侯番田侯役に二役に有
し義と申傳へは如何と通りに成て開及に成て曰く義と乗様
義に及ては
権現様御代大坂御お陣の義重
初の事にて御座子細は定頃迄の田侯番流と申は田舎
代の田舎に流の中にて数度の御陣先に於て当迄の御奉公
様にも義無者と申御出の上を以て　仰付小家又一郎
殿様義は御頭流にて降参初の人数田侯番役とも相
義御御に成に　仰付御座に成に有しかを以て老は老年の流

中平之の儀か有之上仲之同様と云儀の事有間敷哉か有之ものて
十人程と申増之儀も御座候雖去ハ有之ものと思ひ仕候ことき
御の仲間人数か有之当時寒家の若老人程別て左様と
思召ゆえ諸番頭中より申出候ハ仲間入り 御分程
之侍番と有御かてハ之侍役之御番の事の義ハ
御免申程御指図之 御分御ものと存候得諸事 公儀
御為と仕度候

大御院様御代和の内況

通も右の者共侍番流之儀ハ其時の流中も御ものと
変引通相成候と存て右の儀ハ御ものと侍番と号し
の者の差物の儀も一同か清兵衛の分帰候ものと御ものと

侍番流ハ侍役流と二限有之ものとハ元のこと久家方の儀ハて
ハ有之ものと存候ハ同同て曰右の字の義の義ハ侍
番流ハ御家か御ものの儀か五番頭之者如か通奉行流四
人の者か義ハ人の者か有之ものと存候事ハ御有之事ハ
て曰案の儀ハ通奉行と有之ハ侍役の義ハ小頭の者の名
通ハ御家か之ハ慶長之年間の家ハ庫不侍役通信
見積りの儀人と申ていと有之ハ詰役と仕て侍番流の
中名と屋田出雲守殿と仕て通奉行ハ 御分如か小姓
つ殿事上ハ内奉公の通ハ御事と相勤ハ同役の義か
ハ事表ハ名公人か庭番人ひ事ハ御ものと御ハ叶ひ事ハ不か私一

人役者に成迄其上の役人共に仰付られ候
浦津家老役の内の用の役番元と
有し大目番元中の用ゟ番頭の人ゟ番頭人有し出家殿の
長役ハ 仰付を以て右の人もみの字の名物にて五郎山津を
浦の役屋敷殿ハ元の役番ゟ役番ゟ役番ゟ通奉行
出ゟ有ハ彼ゟ元ハ有くて ハ什ゟ役と有しゟ家ハて又大目番元の
用ゟゟ 仰付人ハゟ差役ハ順ゟ みの字の名物にて大目
番役の浦ハゟ五郎ハゟ通奉行元もみの字の名
物ハ有しゟ也

小十人元の事

一

問て曰南時ゟ組ハ小十人元と十人ゟの役ハ差以て由緒正役
方ゟ勤行の上ハ役侍ゟ差出ゟを以て五郎の異
一領元の役ハ行ゟ嘗て持役ゟ不ハ者ゟ出部屋根と有し帝
ハゟ ハ儀ゟ五郎ゟ指異ゟ不ハ自ゟ持の異
根と五用役ゟと有し役ハ出ゟ出屋足ハ行事ゟ用根と有し
事ハゟハ差て日ゟ元の役ハ公道の事ハゟ侍ゟ番根の事用と
元行ゟ元ゟ元ゟ中の役ハ行て長の役番一ゟ通ゟと
ハて元ハ元小十人元と有しゟハ行ゟ騎馬役と ハて元ゟ儀ゟ
出部屋根ゟ有し元ハ浦馬廻ゟハ行ゟ元ハ行ゟ上番の
出役物役者行ゟ元ゟ廻ゟの役ゟ元ゟの役ゟ

ていれる茶碗の底也得ちかに自分を嗜の奥義を会用致れか
於ていは遠有素ハ茶菓子かてのかに十人方の信奥義をハ世方
かに海老ごく異義をかるごとく色々和光を織之多ゆえ
無之ハ之形ハ遠去ても又ハ老人病去者くかても行者の和歌
かに多数と所要と成しを多年の中也是又小十人流の信奥義
一同一色の藏毛と有くに大切四種の清馬鹿のかに山陸
青竹御用のかに織りを山年の中也

八王子千本踏の流こと事

一同て曰今後八王子かに千本踏の頭流但其小家五人の儀ハ行者の
頭分のかと奥義のかと奥及ハ其て曰薬の彫傳ハハ三河薬の山
長柄刀を有この儀ハ関東流八国の弟子ハ小人流の仲方ハ山
仙人流山陣山上流の弟山長柄かに織りハ山仲方流の儀ハ武刀八王
子かに於て彫ふを抱ハかとを仰者ハを也三の儀ハ日光の山番
掃部武蔵ハ之ても遠ても五方世間と切用き作業を
なと成くかを以て生儀ハ方を奥清流行ハ強くかに清流行ハ
かに有ハ也くと御奉公頼と仕ハ中小八王子流山の芝御を少深
流奥を武輝方かにくの奉公仕ハ者又ハ三五甲刀ハ
数多五数山小人ハ有附を頼ハ大方ハ信玄流と名て
仰者かに也異方有くかての事ハ也三の奥ハ山長柄数
六百本かて第国系陣の流ハ山流数多方 仰者

台徳院様御実録と云系表（出馬の式）の出馬の式

大御所様御代の儀は未だ

確現様御代の儀は近頃

下々諸の者は出馬中方の役所に有しかは下々の者の

出馬物の立様は不用の様に諸家の装物諸の用かと思ふ

多く出馬の様に有しかは出馬

三物語也

之池傳太清盛物の事

問て曰　確現様後府の出馬に於て他衆差の事

の出馬の事は多く故出馬の式を為

答て曰　桑名年の頃ことは出馬の中か

確現様御時代の事と雖差異有しかの内中

の出物語と為て事多き事かてい出馬御かた

出馬かたは出馬の出様か　右上早速出馬　還御者の後

かく出馬の式は時代の為に出馬の様に有

相様かてはかてい様出馬様の式の出馬に於て

速て出馬様式の為と有し　上表出馬と出馬かてい表

事為御式也　将軍家御出馬早く後府へ　御成の後御出馬

其の日の事御対面の者は出御前をも出馬式に出馬

設の儀式に有しかと出馬

将軍様は出馬様

附て日頃御出馬速く出馬の出御出馬御出馬と云

可有候　御前様ニハ御死後の義のミ御心安く被思召候哉と
ト上下の義ニ御公の御沙汰無之候節御後役ト上坂も御公の尽力ニ
ら之候相ニ付候合御伽とト上方衆ニと御沙汰ニ候　御疲の程ニ何事も
第一ヶ条ハ　上意道も無御座ニ候ニ何事もト合田薦御祝節
様と御雑談ト上方衆ニ一向御念無之候得共御機嫌ニ在候
ニト御様子ニ而見へ候得而有之候上ハと天海僧正御側ニて
足と申候異国本朝共ニ僧俗ニ不限大悟明哲の人ニと申ハ
縁起を知て不事と拠所後の事のミと申と有ハ世話之如く
ニ候ハ
兎角御取扱被下度との御拍様へも度と　大御所様ニも御存の義ハ御不例御知ニ而　上意ニて御成後の御

事のミニ候ニ付御聞ニ而ハ不一上ケ候故　将軍様ニも無言ニ而帰り
被成候も御座候ニ付後ハ兎角の　上意も無御座一向御沙汰無御座候由
ニ付天海僧正を始め御家来衆共ニ無之而も何ニ付て浅ましく存候と
申所ハ不及ハ御家来ニ付候得共但馬守殿浅野内匠頭殿抔の物語
の節御伽衆の者日ニ二八日の儀は丹波御用ニ而付て有之候得共
数寄ハ久太夫と申人ヘとも有候由御座候得共の由被仰候而
有之由ニ而御暇ニ付候得共御肝煎ニ而抔有之候得共御内々ニ被申
方事出ニ付将家御随し拝人の中ニて不肖と申所ニ付候様ニと
上意ニ付御暇ニて　御家来も有之候て御返の方道ニ而候御申ニ候
遊候ニ付　御前ニ而御意ニ付候て拝人の中ニ足ハ必死ニ極り

多き人もなしかるに八幡の名は　仰ぎ奉る
幸福罰の者有ることなれば　の義なり　神罰を恐れ　不調
仏教渡りの後は上に降る　神物なれば　仏物なれば
名を称ずるは　仰ぎ奉ることなり　神の御名は
仏の御名は　仏物の義なり　極楽の有ることなれば
記録に伝称の　上古の頃は曾子の末裔の家
ならんかと　諸人は沙汰也
同国日右三記の　仰ぎ奉る　八幡の号の
義なる義なり　是は日右の源流なり　の程を推
有て存ずる　但し素若年の帝神道の奥秘　極

者有ることの
なるべし　　權現係市俗家和三記傳太の御
幸なれば　仰ぎ奉ることなり　是も有義なり　伊勢の教なり
三つなり　　天竺渡り　仏教なれば　世尊と云
ることなり　西土渡り　諸家の　日本護神
東照大權現係　なるべし　仏教なれば
中古本朝上代の諸神　逆とも　立世の時分　悔まして善行有
人を別神とあがめ　奉ることなり　世人も又　徳と称ずるなり　神明
宗教なる幸なれば　中世　土神と　逆の立世の時分の善行の程は
記等なども書記　有ることなれば　力有る　八一覧の上　合点も有

こと事

の三德ハ此神ハ在世の日智仁勇
人道ハ濟りハ其後ハ岩りハ天地相ハ世界創もハ上古ハ毎年
神祭ハ其神とて事ハ古人の云ハ毛鬼ハ神ハ足と云ハ猶
ハ云ハ云と有し世ハ云ハ慶長年間京西一戦ハ後ハ者家ハ譜代
の徒ハ事ハ多ハ大名ハ成ハ有
權現様の四恩沢と為り給ふ方々ハ有と成ハ少ハ
私の成中の恩ハ
事ハ
東照宮様と毛鬼ハ此ハ
事ハ
東照宮様ハ平日武運長久息災延命の祈禱の徒ハ
事ハ若ハ毛恩と為ハ一家中大切の病人ハ有ハ名の三願ハ寺の僧ハ

先　東照宮様ハ三願事上云の事ハ此世界の諸ハ神
ハ事きのことハ有ハ得ハ賞ハ願と云ハ事上ハ云ハ
權現様ハ毛御源氏ハ遠ハ私ハ四屋ハ御ハ御神ハ毛ハ四屋ハ
ハ毛ハ云ハ有ハ御ハ毛ハ下ハ毛ハ四屋ハ和ハ多ハ
東照宮様と云ハ毛事ハ鬼ハ有ハ毛ハ伊神達の三願と有ハ
ハ一分ハ毛ハ毛と得ハ事ハ此ハ地ハ云ハ譜代大名の屋敷ハ
東照宮様ハ四三願事上ハ早速ハ盛應の毛ハ四屋有多ハ
儀様ハ柔能ハ毛ハ成ハ四屋ハ地

洪水の時ハ事

同て曰道年の儀ハ諸國ハ毎年の祭ハ供水後ハ堤を押切四細と換（ソン）

毛利元就の如く有りし人は其外世間にもの武士に有りしかども皆て曰く此事
とても年に例て洪水の時分に成ては堤を切て川除等の義に於ては
如何水洪水の義と為時と有ハ是一二の人にて天下孔
世の時代に洪水と云義も無之ハ如何水抔有之ハ諸人たりの
之ハ昔分ハ有ましく有しかども洪水の無之ハ治世
永く右後世に成て事に有しと物の時の如く有ハ稀か
き事に成て思ひ回て曰孔世ハ洪水抔ハ治世に張り洪水の
無き者に成て人に今思ひ合ハ難き事なれ共皆て曰孔世も後世
に成ては如何ハ成ても有しなれ共戦の度毎に多く人

くの人を討死の者有きと有るの人を能ハ是度の軍に討死の者千
人に有しに侍ら中に侍らの者百の二百五十人有しなれ共八九百
人の死亡とハ大方ハ是程長柄槍物等（持）とそなへ雖（赤松の
者手りの如く有し者光もそなへとハ侍の者の義ハ皆
個人の見甲と云し所にて仕ふて能ク決絶に中ら惜
力にて為きにても實ハ自滅も清しと上古来の侍ら衆
ハ人と討負に成ハ人に討ると有しなれ共戦負て敗軍仕ら方に
討死多き者なれ共敗軍の列も侍ハ馬に乗り退て討死の者
も少き者有ハ是ら事に成ハ如何と多く討もしに是程長柄槍持
等を初め陣侍馬の口付抔の類の者迄を悉く代りを石

抱き[illegible]て八幡の軍後勅り[illegible]手紙も[illegible]三月早速[illegible]抱[illegible]と海西の
[illegible]く浪人[illegible]くまでも稼ぎ[illegible]と[illegible]て銭行所へ成り百姓共の中より[illegible]
と撰び[illegible]て[illegible]く[illegible]菓[illegible]者れの跡代りと仕り[illegible]有り連[illegible]と銭行所
の百姓[illegible]く[illegible]作り人の[illegible]く相同[illegible]く[illegible]有[illegible]共[illegible]農人[illegible]の
[illegible]八郎[illegible]田細[illegible]ても[illegible]ま地面[illegible]く[illegible]ぐ[illegible]場所[illegible]と[illegible]捨荒て
[illegible]ま[illegible]ふ[illegible]ある[illegible]田地[illegible]り[illegible]を作り[illegible]く[illegible]有[illegible]有[illegible]遠き[illegible]
同山細[illegible]を[illegible]重[illegible]ヶ月山細[illegible]石[illegible]と[illegible]社同[illegible]二[illegible]の[illegible]郷と[illegible]
を仕て[illegible]く清水[illegible]沒[illegible]て[illegible]く[illegible]草木の[illegible]葉小[illegible]を[illegible]出
を仕て水川へ[illegible]人[illegible]も[illegible]実[illegible]八[illegible]き通[illegible]所[illegible]流[illegible]細[illegible]い郷村の
人[illegible]く[illegible]ヶ月[illegible]田細[illegible]り[illegible]を作り[illegible]ていろ[illegible]合[illegible]を仕て

山を切[illegible]ていい山細[illegible]く仕[illegible]抵[illegible]の[illegible]を[illegible]ていい[illegible]田を仕[illegible]く[illegible]
[illegible]有[illegible]の雨[illegible]も山郷の[illegible]砂流[illegible]て川[illegible]く落[illegible]ヶ月連[illegible]と
川底[illegible]て水[illegible]く川中[illegible]く流[illegible]を仕て堤川除[illegible]の[illegible]
[illegible]も[illegible]く[illegible]有[illegible]ヶ[illegible]ヶ月今年[illegible]八十八十年も[illegible]の[illegible]か
[illegible]も[illegible]有[illegible]式[illegible]菓子[illegible]有て[illegible]場惣[illegible]寺[illegible]く[illegible]を[illegible]ヶ[illegible]義
有し門[illegible]の百姓の隠[illegible]の[illegible]て九十[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]人[illegible][illegible]
寺の茶の[illegible]く[illegible]ヶ[illegible]人[illegible]話仕[illegible]八[illegible]菓[illegible]の[illegible]川
の中[illegible]の[illegible]八[illegible]ヶ[illegible]の[illegible]の[illegible]川中[illegible]く流[illegible]
川[illegible]の[illegible]と[illegible]川[illegible]石[illegible]と[illegible]
[illegible]ヶ[illegible]と[illegible]く[illegible]の川中[illegible]雑[illegible]仕[illegible]と[illegible]

藏は関東平定に際し柴若狭に指向する途の通路津国と
京へ五郎百姓の家に仮住し淀川を舟を導く老人から
中山家住の男女の人数遠ち五人一日千里の速部らしき男人
の居住は自史に向ひ見うるための通ふに有るかを
老人物語住は柴若狭年八十才に成る頃若狭頃は
あのあく水言頃船の既中より五人船頭の五人中年かてい
ふしかうそを作るあの通ふに船の関連を五人中の年
世界の状況と押切りあく水のあるとあるまいかるの船か
有るから作者の年八前しの水入して逆然仕る件の老人の物語
に柴弟あり年三人同関て曰洪水の前に教ていい東神の右洪水の

儀は自九世に武家方五位の者に年代と百姓と
雲家人に仕と有るに海賊郷村に人少く通路に荒廃
人少に成ていに収納米等も減少なるに不の義に有ると
に教ていに地方の武士の既上に為ぎも柴一人ふしに世服かくに
若て曰主神に八治世の武士の様なも九世の武士の様なも同義に
なるて五船の用審も為柴に少て治世の武士とは大船小船
共に既の防衛に為となるし家臣等も言葉に仕りて八船
の義服も重調に既と和め妻子等に無道既服を宜義渡
度と有柴様故分に年紀て四人の費も多く執行不可取
調ある四年に八中に年号に年に八信用金も実成様

とも仕かてゝ九世の武士ハ治世の武士ニ大ニ違ひ其一家門等の
俗も小原様同様ニ成り一向様様ニ成り
仕下ハ小ハ孫子ニ迄百様と申ス仕方ニ成り
仕来りニ成り諸道具ニ付き有公様ニ成り
の事ニ成り近頃ハ布子羽織の外ハ絹ものゝ外ハ
ハ此軍陣ニ成りてハ塩の内ニ汁とかて菜菜と
為ル事と成りと成て世方ニ成り安穏の時の朝ハ
程好食物と仕来りニ成り是ハ下ニ有り宗馬の
業ハ少し若堂陪持の人もハ
ハ武家の中ニ成り中ニ成り
味噌汁を添て
と塩汁ハ仕来り
こゝ迄ハ
ハ東叶ハ
孫ハ
以前町方風呂屋の事

一

同日　大御院様御代迄ハ
權現様　安徳院様御代の内ニ

御称ニ在候　左ニ御用の筋ニ依てハ御出ニ而　御附無之義ニ御座
有候由の申傳へも有之義ニ候得共今ハ其儀も不承及候ニ付是ニ而相済
掛り之儀ニ及承候事ニ而　先年ニ而相止
大猷院様御代寛永年中江戸の町奉行酒井和泉守殿義を御称
遂候節夜中麹町辺ニ於て千辺組の侍の者と之遠ニ而致立退
人有之候處ニ及候得共相成候ハ三通りニ而　上意の品和泉守殿
江申上ハ相成ハいつれ之者のミハ其事ニ而定て町方ニての義ニ而ハ
御座有之義と申候事ニ上り候由　上意ニ依而ハ先ニ麹
町ニての事の儀ニ之方之先達の儀ニ而御座候とあれ不審
の者ニ而和泉守殿事ニ上り候ハ　上意の趣ニ御座候得ニ而之ニ而喧
嘩の有之候ニ付ニ相違ハ御座有之候ニ付得共双方共ニ早速其場を
引分ケ申候とも是又ハ町内の者共寄合候事を相揃ニ而其の
屆ケニ之へ在所申上候様右喧嘩の次第を委細ニ第一候節ニと
上意之有　御城へ早速御出候と云ニ付御吟味と相成候節御城ニ
仕候と又ハ　御称之上　右者共所ニ而燒失の者を召呼吟
味仕候処ニ於而実正ニ御座候由右之者の儀も此日　上意の通麹町
風呂屋共ニての義ニ御座候而一方ハ此者ニ而双方共ニ刀を抜合御
ニ有之ニ付喧嘩の場所の者共も立寄候得共大勢連の方の者共立退候
所ニ町内の者共寄合之人の方を取押へ其事ニ相済候と
以て言上ニ及候所　町人之事ニ而之人の方の儀ハ　上意の通り相済

漢人の者の生かて有元十五郎は有分所ヶ小中有之者大連の
方手迄の使の出使の者共かてもて有之ると下の方表中の武敬進
見物りの為かと申かて也四座 推古の御法迄の儀ハて有之申
上侍共 上宣之儀ハ大伴連の方使件方の者ハ極りの之ふ
及者ハ方この者ハと使の者ハ方使者ハ有之ふ
ハ使ハ何きの通ハも穿味とて遣方と支配の漢人者の儀分
相ハ仕相ハ中有之之
ハ使儀ハ 仰有て早速ハ下ハ侍ハ大連の方者ハ出使の
者共ハ極ハ為ハて出ハ穿保の上双方ハ相為の出使ハ也ハ
仰有ハ事ハ為ハて出者地中の侍用法と為ハ漢人の出使の

者性之人の漢人者ハ切之ぶし迎退ハと有之ハて出使ハ者ハ
手ハ出ハて出侍ハ家草ハ宮殿今之 仰有ハ及下方義義
ハと之ハ穿存ハと申上侍ハ以の外侍ハ機嫌ハ出義ハ
貴之人之使ハ者ハ御殿義ハ入て退出之使ハ毎日ハ面倉と
有し引迎之儀ハと思御殿ハ如ハ我日の朝ハ側迎ハ出面倉之
ハ使ハ 兼者ハ迎ハ之者し射面之者ハ聚之義ハ夜泊ハ出
番ハて出使ハ使ハ系ハ 上宣之儀ハ使ハ漢人御殿ハ面倉ハて
引迎使ハ出番ハハ使ハと為者ハ使ハ何ハ是ハて極ハを
之毛ハ之ハ之者 上宣之者ハ使ハ侍ハ機ハ侍ハ機之者ハ
ハの義者ハ御殿後ハ使ハ出義ハ雖有仕合ハ世ハ為

[illegible]

[illegible]

[illegible]

落穂集巻之二

内閣文庫
昌平坂学問所
秘閣図書之印

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan